

学校支援文庫貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校における読書活動及び学習活動等を支援するための文庫の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(文庫の名称)

第2条 文庫の名称は、公益財団法人松平公益会学校支援文庫（以下「学校支援文庫」という。）とする。

(貸出しを受けることができる図書)

第3条 貸出しを受けることができる図書は、次に定める区分ごとに20冊または40冊を1セットとした図書とする。

(1) 小学校を対象とする図書（以下「小学校版」という。）

(2) 中学校を対象とする図書（以下「中学校版」という。）

(貸出しを受けることができる学校)

第4条 貸出しを受けることができる学校は、香川県内の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）とし、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 小学校版 香川県内の小学校及び特別支援学校

(2) 中学校版 香川県内の中学校及び特別支援学校

(貸出しの手続)

第5条 学校は、図書の貸出しを受けようとするときは、学校支援文庫貸出申込書（以下「貸出申込書」という。第1号様式）により、貸出しを希望する日の15日前（県立図書館が休館日のときは、当該休館日後の最初の開館日）までに申し込むものとする。この場合において、同じ図書の貸出しを希望する学校が重複したときは、受付け順とする。

2 館長は、図書の貸出しを決定したときは、学校支援文庫貸出証（以下「貸出証」という。第2号様式）に所要事項を記入して、学校に通知するものとする。

3 図書の貸出しは、県立図書館での受け渡し又は学校が指定する協力貸出実施機関への協力便での送付により行うものとする。

4 学校は、県立図書館又は指定した協力貸出実施機関に貸出証を提示して、貸出しを受けた図書を受領するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、1カ月以内とする。

2 前項の貸出期間は、県立図書館が図書を発送した日から起算し、再び図書が県立図書館へ返却されるまでとする。

3 貸出期間の延長は行わない。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(貸出の方法)

第7条 貸出しはセット単位とし、同時に貸出すことのできるセットの数は、1校につき2セット以内とする。

(返却の手続)

第8条 学校は、貸出しを受けた図書を返却するときは、当該図書に学校支援文庫返却通知書(第3号様式)を添えて、当該図書を受領した機関に引き渡すものとする。

2 前項の図書を受け取った協力貸出実施機関は、協力便で県立図書館に送付するものとする。

(学校の責任)

第9条 貸出し及び返却に伴う県立図書館又は学校が指定する協力貸出実施機関と学校間の図書の運搬は、学校が行うものとする。

2 学校は、損傷した図書を受領したとき、受領すべき図書が協力貸出実施機関に到着していないとき、受領した図書を忘失若しくは損傷したとき又は返却の途中において忘失若しくは損傷したことを知ったときは、直ちにその旨を県立図書館に連絡しなければならない。

3 学校は、受領した図書を忘失又は損傷したときは、現品又は同等の図書で弁償しなければならない。

(貸出しの停止)

第10条 館長は、学校が貸出しを受けた図書を貸出期間内に返却しなかった場合には、当該学校に対し、貸出しを停止することができる。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第11条 第5条及び第8条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織(教育委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年教育委員会規則第25号)の規程の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年9月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和7年4月1日から施行する。